

熊本県告示第387号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立に関する工事のしゅん功を認可した。

平成15年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名  
 熊本市水前寺六丁目18番1号  
 熊本県 代表者 熊本県知事 潮谷義子

- 2 しゅん功認可年月日  
 平成15年3月31日  
 熊本県指令河第32号  
 熊本県指令港第17号

3 埋立区域

(1) 位置

八代市建馬町参号6に隣接する無番地地先並びに同式号49の1、49の2、47の2、48、47の3、47の4、47の5、47の6、61、62、63、64、46、45、43及び76に隣接する無番地地先並びに同式号14の1、14の2、13及び12に隣接する無番地に隣接する無番地地先並びに同壱号16、17、18、19、20、及び21に隣接する無番地地先並びに同壱号25の3、25の1、25の5、40の2、44の2、45、50、51及び49に隣接する無番地に隣接する無番地地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 鼠蔵三等三角点（北緯32度28分45秒42、東経130度34分30秒43）から27度44分36秒2、754.993mの地点
- ②の地点 ①の地点から97度01分26秒10.68メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から83度14分35秒22.82メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から80度35分28秒23.44メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から75度38分03秒24.84メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から74度36分42秒25.18メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から74度33分53秒19.98メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から108度56分36秒106.62メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から131度28分50秒67.43メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から199度9分12秒53.98メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から289度17分11秒3.00メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から19度7分5秒24.03メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から289度5分50秒25.03メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から198度57分35秒24.00メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から289度3分18秒10.03メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から19度5分17秒62.39メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から288度55分56秒19.93メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から18度57分37秒1.00メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から289度15分25秒5.40メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から198度58分44秒1.00メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から289度10分28秒72.19メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から18度57分37秒1.00メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から288度55分55秒5.40メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から199度9分37秒1.00メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から289度10分11秒19.98メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から257度30分10秒10.00メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から349度2分58秒1.00メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から257度45分36秒5.40メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から167度42分04秒1.00メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から257度39分11秒41.73メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から347度42分48秒1.00メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から257度35分6秒5.40メートルの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から168度37分21秒1.00メートルの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から257度48分26秒9.89メートルの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から199度23分23秒9.53メートルの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から289度20分00秒14.10メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から199度07分52秒10.00メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から109度2分43秒14.10メートルの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から199度28分31秒5.03メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から289度7分52秒32.98メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から315度33分44秒14.55メートルの地点

(3) 面積

6, 183.50 平方メートル